

議案第134号

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

北伏古地域福祉館	芽室町北伏古南9線9番地
----------	--------------

」を「

北伏古コミュニティセンター	芽室町北伏古南9線9番地19
---------------	----------------

」に改める。

別表第2中「

北伏古地域福祉館	集会室 (82)	370
	和室 (25)	110
	娯楽室 (24)	110
	事務相談室 (24)	110
	休養室 (16)	70

」を「

北伏古コミュニティセンター	集会室1 (67)	300
	集会室2 (33)	150
	集会室3 (12)	50

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

コミュニティセンターの再整備に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

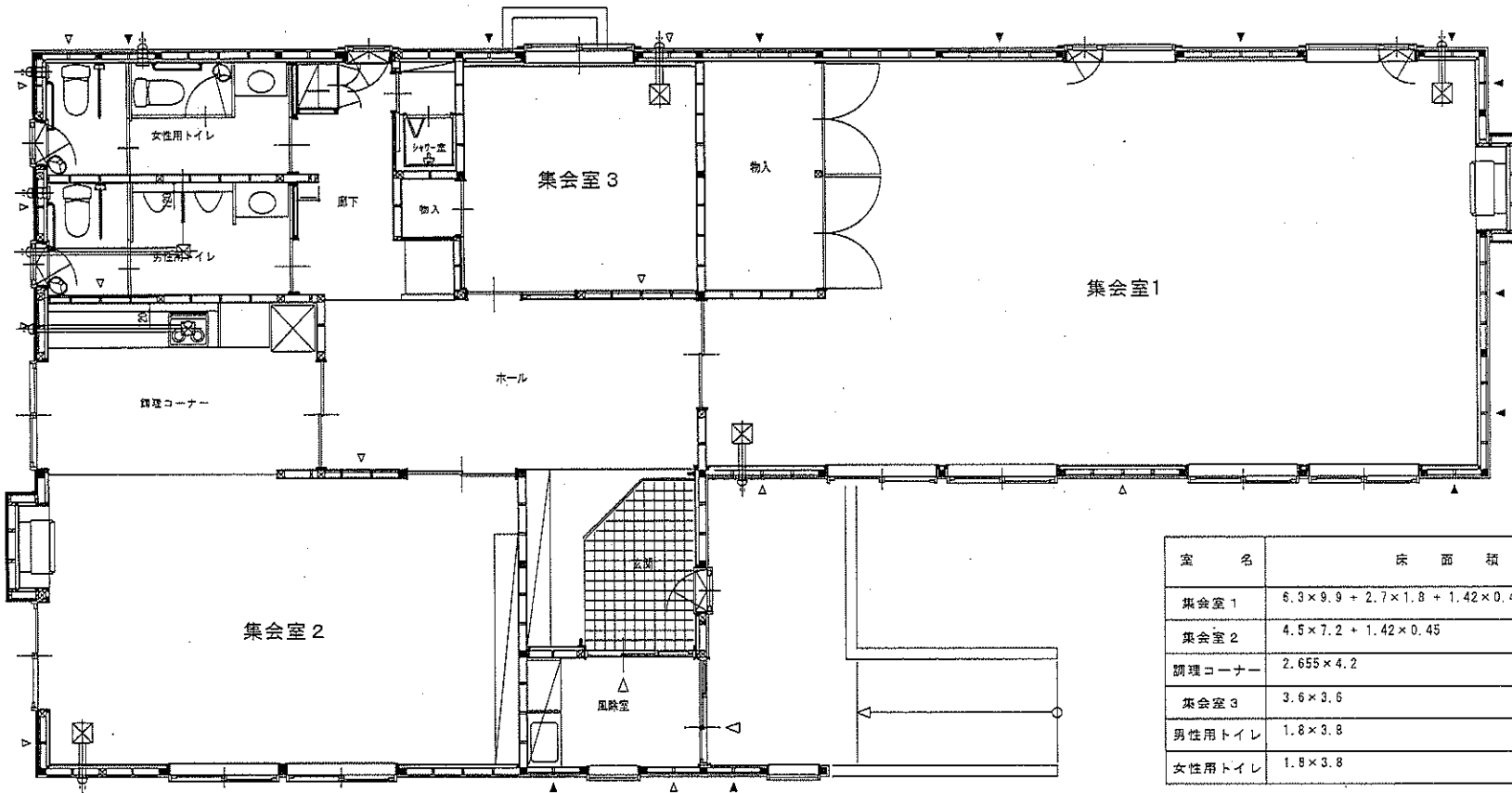
芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
—略—			—略—		
北伏古コミュニティセンター	芽室町北伏古南9線9番地19		北伏古地域福祉館	芽室町北伏古南9線9番地	
—略—			—略—		
別表第2 (第6条関係)			別表第2 (第6条関係)		
施設名	室名 (m <sup>2</sup> )	使用料 (1時間につき) (円)	施設名	室名 (m <sup>2</sup> )	使用料 (1時間につき) (円)
—略—			—略—		
北伏古コミュニティセンター	集会室1 (67)	300	北伏古地域福祉館	集会室 (82)	370
	集会室2 (33)	150		和室 (25)	110
	集会室3 (12)	50		娯楽室 (24)	110
—略—				事務相談室 (24)	110

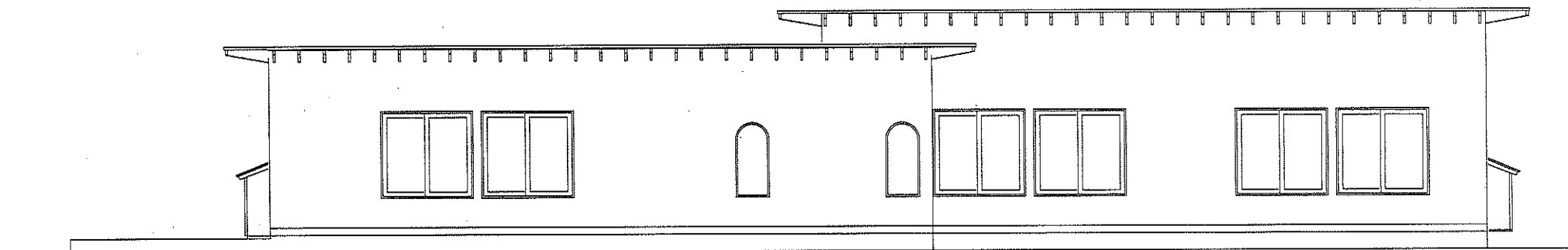
改正案	現 行	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>		<p style="text-align: center;">休養室 (16) <span style="float: right;">70</span></p>
	—略—	

# (仮称) 北伏古コミュニティセンター 平面図

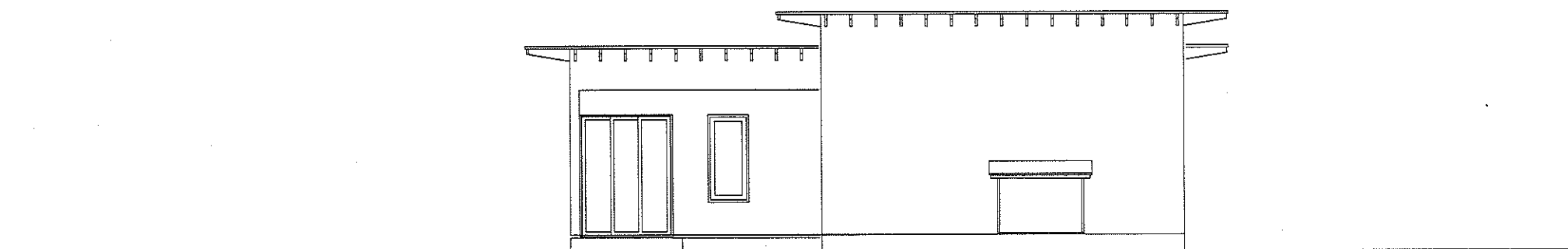
-18-



室名	床面積
集会室1	$6.3 \times 9.9 + 2.7 \times 1.8 + 1.42 \times 0.45 = 67.869$
集会室2	$4.5 \times 7.2 + 1.42 \times 0.45 = 33.039$
調理コーナー	$2.655 \times 4.2 = 11.151$
集会室3	$3.6 \times 3.6 = 12.96$
男性用トイレ	$1.8 \times 3.8 = 6.84$
女性用トイレ	$1.8 \times 3.8 = 6.84$



南 立 面 图



東 立 面 图